

労働安全コンサルタント試験
重要ポイント&練習問題

労働安全コンサルタント試験

重要ポイント&練習問題



練習問題160問

問題を分野別に分析し体系化、
傾向を掴んだポイント&練習問題

(株)テクノ・リアライズ

労働安全コンサルタント試験

重要ポイント&練習問題

(株) テクノ・リアライズ

【はじめに】

「労働安全コンサルタント試験」の筆記試験における合格率は、過去25%から40%程度で推移していましたが、近年は20%を割り込み、相当低い状況となっています。

このため、弊社では、合格率の向上をめざし、より多くの方が労働安全コンサルタントとして活躍されることを期待し、問題集や受験対策テキストの制作に取り組んでまいりました。

しかし、問題の内容は年々高度化し、合格率は低迷状態のままとなっています。

この理由は、試験問題の出題範囲が非常に広範であり、盛り沢山の内容を理解する必要があることや、弊社のメインテキストである「受験対策テキスト」が300項を上回っており、細部にまで目を通していただけなかったことにあると考えます。

また、過去問題集も過去8年間分では400項を超え、学習の困難化を極めていくことにもよると考えられます。

このため、この課題を解決するために、過去問題を再度分析し、新しいテキストとして、「重要ポイント&練習問題」の制作に取り組みました。

本書の特徴は、過去問題の多くが繰り返して出題されていることに着目し、記述の内容が「正しい」ものから「誤り」に変わって修正出題されたところを見逃さないよう留意し、加えて「誤り」となるケースを優先的に整理して「練習問題」としてまとめました。

このため、練習問題の形式は、「五肢択一式」のみではなく、5つの記述内容それぞれに対して、「正否」を判定する方式も採用しました。

この「正否判定方式」や「複数の誤りを判定する方式」では、正解を得ることが難しい反面、5つの記述内容のすべてを理解できるというメリットがあり、受験者は、高得点を取得することが可能であると考えます。

また、本テキストに掲載できなかった事項については、弊社ホームページの「読者&受講生の部屋」にて追加学習できるよう、学習ページも開設しております。

受験者の皆さんには、少しでも多くの情報を学習され、労働安全コンサルタント試験の合格を勝ち取られることをお祈りいたします。

(株) テクノ・リアライズ

「労働安全コンサルタント試験」重要ポイント&練習問題

～ 目 次 ～

PART 1	産業安全一般のポイント&練習問題	1
1.	安全管理	2
2.	材料安全	4
3.	信頼性工学概論	6
4.	運搬工学概論	9
5.	人間工学概論	11
6.	安全心理学概論	13
7.	安全点検および保守	15
8.	安全教育	17
9.	作業分析および作業標準	20
10.	強度計算	22
11.	安全に関する各種検査法	24
12.	安全装置	28
13.	保護具	32
14.	危険物の管理および防火	35
15.	電気災害の防止	40
16.	労働災害の調査および原因の分析	43
17.	労働衛生概論	50
18.	安全に関する事前評価	53
19.	安全衛生水準向上のための自主活動	57
1-1.	産業安全一般問題の解答・解説	59
PART 2	産業安全関係法令のポイント&練習問題	89
1.	安全管理体制	90
2.	機械による危険防止	100
3.	荷役運搬作業等における危険防止	110
4.	掘削作業等における危険防止	120
5.	墜落・飛来崩壊等による危険防止	133
6.	爆発、火災等の防止	150
7.	電気による危険の防止	160
8.	ボイラー等の危険防止	167
9.	クレーン等の危険防止	174
10.	元方事業者等が実施すべき事項	183
11.	機械等の規制	197
12.	労働者の就業	221
13.	計画届出、報告等	230
2-1.	産業安全関係法令練習問題の解答・解説	237

【本書制作にあたってのご連絡】

1. 法令の簡略表示

次のように簡略表示としている箇所があります。

- ・労働安全衛生法 → 安衛法（条文の場合は、法第〇条）
- ・労働安全衛生法施行令 → 施行令〇条または令〇条
- ・労働安全衛生規則 → 則〇条または〇条（「則」を省略するケースもあり）
- ・ボイラー等安全規則 → ボ則〇条
- ・クレーン等安全規則 → ク則〇条
- ・ゴンドラ等安全規則 → ゴ則〇条

2. 単位の表示変更

法令条文や解説等においてカタカナで記載されている単位について、見やすくするため、本来の単位の表示に変更しました。（問題文は、未変更があります。）

- ・メートル → m センチメートル → cm
- ・パーセント → % メガパスカル → MPa
- ・キログラム → kg トン → t

3. 過去問題の修正掲載について

実際に出題された問題において、次に掲げる内容については、現代国語表記の基準に合致していないなど、問題があると判断し、修正しました。

（1）法令条文の記載ミスの修正

次のようなミスについては、適宜修正しました。

- フオーク → フォーク チェンソー → チェンソー
- あつては → あっては 行なう → 行う

（2）漢字とひらがな書きの混在を漢字書きに統一

漢字とひらがな書きが混在していたため、漢字書きに統一しました。

- こえる → 超える つかせる → 就かせる
- 荷をつって → 荷を吊って 免許を受けたもの → 免許を受けた者

（3）用語の意味からの判断による修正

地下に埋設された地中電線路等について、「地下に在する・・・」 → 「地下に存する・・・」

（4）ひらがな書きの原則に基づいた修正

接続詞について、内閣告示に基づく国語表記の基準〔現代仮名遣い：ひらがな書きの原則〕に従って説明文を修正しました。（法令条文は、そのまま掲載。）

- 又は → または 及び → および 並びに → ならびに
- 但し → ただし 全て → すべて 若しくは → もしくは

4. その他

問題および解答・解説等について、疑問を感じられる場合には、ご連絡ください。

また、ホームページ「読者&受講生の部屋」の開封パスワードが必要な方は、メールにて請求ください。 【メール先】 E-mail: info@techno-realize.com

【法令および本書の読み方】

I. 法令の読み方

1. 法令の種類

分 類		内 容	例
法 令	法 律	主務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署し、天皇が交付する。	労働基準法 労働安全衛生法
	政 令	憲法および法律の規定を実施するため、または法律の委任に基づいて発せられる内閣の命令である。閣議によって成立し、天皇が交付する。 (法律の適用対象となる「定義」を定めている場合が多い。)	労働安全衛生法施行令 作業環境測定法施行令
	省 令	国会の議決を経ないで、行政機関によって制定される成文法であり、命令に該当する。 命令は、必ずそのより所となる法律である。また、命令には、この他、訴訟法上のものや上級行政機関が下級機関に出すものがある、	労働安全衛生規則 ボイラー及び圧力容器 安全規則 クレーン等安全規則
	告 示	公の機関が指定・決定等の事項を一般に知らせる行為で、各大臣および各外局の長官が発する。立法行為の性格を持つものや国民一般に対して一定の事項を通知するもの(官報など)がある。	ボイラー構造規格 安全衛生特別教育規程 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針
同上外	通 達	行政機関からの各種指導・通達など。	〇〇について(基発〇号)

2. 法令の効力発生時期

行為等	内 容
公 布	公布とは、成立した法令を一般に周知させる目的で当該法令を公示する行為をいう。 公布は、法令の成立を国民に知らせた後、その具体的拘束力を生じさせることが妥当であるという理由から設けられた公式の手続きであり、法令の効力発生要件となっている。
施 行	施行は、法令の効力を現実に発生させることで、法令の規定の効力が現実に「一般的に発動し、作用することになること」をいう。
適 用	適用とは、法令の規定を個々の対象に対して働かせることをいう。 施行が法令の規定の効力の発動であるのに対して、法令の規定が個別的、具体的に特定の人、特定の地域、特定の事項について、現実に発動し、作用することをいう。

※「施行」の読み方は、「せこう」ではなく、「しこう」ですので注意してください。

PART 1

産業安全一般のポイント&問題

PART 1. 産業安全一般のポイント&練習問題

1. 安全管理

I. 出題項目および難易度

〔出題項目およびキーワード〕

項目	キーワード
事業場の安全管理	安全管理方針、安全目標、安全管理計画、安全委員会、安全管理者
	安全配慮義務、労災コスト
統括管理	災害防止協議会、安全指示書
	統括安全衛生責任者、安全衛生責任者、元方安全管理者
安全活動	小集団活動、安全当番制度、TBM、KYK、4S活動
	指差呼称、ヒヤリ・ハット報告

〔難易度およびポイント〕

各分野・項目とも特に難しい問題は、ほとんど出題されない。

近年、安全管理体制や組織の問題において、生産活動と一体となった安全管理は、どのタイプが妥当かを問う問題が多く出題されており、これらに注意すればよい。また、リスクアセスメントの取り組み方に対する問題も出題されているため、リスクアセスメントとKYの相違点を理解しておく必要がある。

II. 練習問題

問題1ー1 安全衛生管理体制に関する次の記述について、最も適切なものはどれか。

- ①最も効果的な安全管理を推進するためには、ラインとスタッフがそれぞれ職務分担を明確にし、それぞれが独立して責任を持ってPDCAサイクルを回すための職務を遂行することが必要である。
- ②生産活動と一体となった安全管理を行うためには、安全管理計画に関して、経営トップは決定する役割を、安全委員会は原案を企画する役割を、安全スタッフは実行する役割を、ラインの各級の管理監督者は実行を支援する役割を、それぞれ担うことが効果的である。
- ③安全管理は、スタッフ型で行うのが理想であり、安全スタッフには、日々の業務で余裕のないラインに代わって、全体的な戦略を持って現場を実際に改善していく実行力がなければならない。
- ④ライン型安全管理は、安全の計画から実施に至るまでの管理を生産等のラインで行う管理方式であるが、スタッフ型に比べて、指示、改善策等が速やかに徹底されにくい傾向がある。
- ⑤生産活動と一体となった安全管理を行うためには、安全管理組織を、生産活動の組織をもとにこれに安全管理の機能を付加したライン型とすることが効果的である。

17. 労働衛生概論

I. 出題項目および難易度

〔出題項目およびキーワード〕

項 目	キーワード
労働衛生管理	労働衛生管理の目的、作業環境管理、作業管理、健康管理
	労働衛生教育
疾病の発生状況	業務上疾病の推移
	VDT作業、空間分煙

〔難易度およびポイント〕

労働衛生概論では、労働衛生管理の内容、定期健康診断での有所見率および業務上疾病の推移などについて出題される。特に業務上疾病の推移等については、数値を記憶する必要があるが、比較的容易な問題が多いため、重要数値を記憶するのみで対処できる。

〔重要事項〕

1. 労働衛生管理の分類

管理の種類	管理の目的および内容
作業環境管理	<p>〔目的〕 作業環境管理は、作業環境中の種々の有害要因を取り除いて良好な作業環境を確保するもので、職場における労働者の健康障害の防止を目的としている。</p> <p>〔内容〕 的確な作業環境測定を行い、その結果を適切に評価し、その結果から局所排気装置などの各種設備の改善・整備を行い、良好な産業環境の実現と維持に努める。</p>
作業管理	<p>〔目的〕 有害な物質やエネルギーが人に及ぼす影響は、作業の内容や作業の方法によって異なるため、これらの要因を適切に管理して労働者への影響を少なくすることが目的である。</p> <p>〔内容〕 作業に伴う有害要因の発生を防止・抑制したり、ばく露が少なくなるように作業の手順や方法を定めること、作業方法の変更などにより作業の負荷や姿勢などによる悪影響を減少させること、保護具を適正に用いることなどがある。</p>
健康管理	<p>〔目的〕 有害な要因による健康への影響を健康診断などで確認することで、要員の適正配置や健康状態を維持し、労働衛生管理の改善や向上を図る。</p> <p>〔内容〕 健康診断や健康測定を通じて労働者の健康状態を把握し、作業環境や作業との関連を検討することにより、労働者の健康障害を未然に防ぎ、健康の増進を図る。</p>

2. 有所見率の推移

項目	H10	H17	H20	H21	H24	H25
血中脂質	23.0%	29.4%	31.7%	32.6%	32.4%	32.6%
肝機能	13.7%	15.6%	15.3%	15.5%	15.1%	14.8%
血圧	9.7%	12.7%	13.8%	14.2%	14.5%	14.7%
血糖	7.9% (H11)	8.3%	9.5%	10.0%	10.2%	10.2%
心電図	8.5%	9.1%	9.3%	9.7%	9.6%	9.7%
じん肺	不明	不明	不明	2.1%	1.3%	1.0%
全項目	41.2%	48.4%	51.3%	52.3%	52.7%	53.0%

3. 熱中症による死亡者の推移（平成15年～25年）

年	H17	H18	H21	H22	H23	H24	H25
死亡者数	23人	17人	8人	47人	18人	21人	30人

II. 練習問題

問題 17-1 労働衛生に関する次の記述のうち、適切なものはどれか。

- ①作業環境管理は、作業の手順や方法を定めることによって、作業に伴う有害因子のばく露が少なくなるようにすることである。
- ②作業管理は、有害物質や有害エネルギーが労働者の健康へ及ぼす影響を少なくするために、作業内容、作業方法等の要因を適切に管理することをいう。
- ③健康管理は、健康診断を実施し、職業性疾病を早期に発見、治療することにより、疾病の重篤化を防止するものである。
- ④作業環境管理には、作業時間を短縮することも含まれる。
- ⑤労働衛生用保護具は、呼吸用保護具、防音用保護具および保護衣類の三つに分類される。

問題 17-2 労働衛生に係る統計に関する次の記述に適切なものはあるか。

- ①一般定期健康診断における有所見率は上昇傾向にあり、近年は50%に迫ろうとしている。
- ②一般定期健康診断における有所見率を検査項目別にみると、血圧検査が血中脂質検査より高くなっている。
- ③休業4日以上業務上疾病者数を疾病分類別にみると、「化学物質等による疾病」は、「負傷に起因する疾病」より多くなっている。
- ④熱中症で死亡した労働者数は、ここ数年、年間20人程度で推移しており、屋内作業場内の溶融炉等の近隣の作業で多く発生している。
- ⑤じん肺健康診断における有所見率は減少傾向にあるものの、新規有所見者数は、今なお年間300人を超えている。

PART 1-1. 産業安全一般練習問題の解答・解説

しかし、これは大企業での理想型であり、中小組織では多数の管理者を設置することが難しいため、ライン型を基本に生産と一体的に安全管理レベルの向上を図って行くべきである。

問題 1-2 ②

- ①不適切。危険予知活動は、管理者の下ではなく、職場の自主活動として実施するものである。また、危険要因の抽出と対策検討および行動目標の設定は、行うが、安全措置の考案、安全作業方法等の提出を求めるものではない。KYKは、設備よりも行動（不安全行動の排除）に重点を置いた取り組みである。
- ②適切。KYKは、残留リスク対策やヒューマンエラー対策となる。ただし、リスク低減措置の優先順は、(1)計画・設計段階での低減、(2)工学的対策、(3)管理的対策、(4)個人用保護具の使用であり、「計画・設計段階での低減」が最優先される。つまり、KYKは、作業当日（現場）での「作業者の行動面」や「保護具の着用」が対策となるため、工学的対策を講じても残るリスクの対策となる。
- ③不適切。リスクアセスメント(RA)の実施は、安衛法 28 条の 2 に規定されている事業者に対する責務（努めるよう定められている。）である。これにより、近年 KY 活動とセットにした RA-KY などが小集団活動の中で盛んに行われているが、あくまでも管理・監督者は内容について把握し、指導する必要がある。また、現場の自主性に委ねて、法令順守を忘れてはいけない。加えて、全社的な取り組みは、会社方針（経営方針、安全方針）および安全管理計画に基づいて行われるものであり、小集団活動よりも優先しなければならない。
- ④不適切。近年、リスクアセスメントを危険予知活動に組み込んで、RA-KYK を行うケースも多くなってきているが、リスクアセスメントは、法 28 条の 2 に定められた事業者の責務（努力義務：罰則規定なし）であり、TBM や KYK などの現場で安全活動とは別次元のものである。リスクアセスメントの実施時期は、建設物（機械を含む）の設置、移転、変更、ならびに設備の新規採用、変更時に事業者が実施するものであり、低減措置の優先順は、(1)除去・代替、(2)工学的対策、(3)管理的対策、(4)個人用保護具の使用である。一方、危険予知活動は、最終手段である(4)の個人用保護具の使用など、ヒューマンエラーに関してであり個人の行動が主体である。つまり、リスクアセスメントは、作業個人感性に頼らずリスクをシステム的かつ網羅的に分析する手法である。これに対して、危険予知活動は、経験則に基づく気づきが主体である。機械設備の個々の設計要素に対する評価・改善を目指すことは、リスクアセスメントの目的であり非常に重要であるが、リスクアセスメント＝危険予知活動ではない。危険予知活動の結果をリスクアセスメント（リスク調査）に反映することは、効果的な方法ではあるが、この活動だけで機械の設計要素をカバーできるものではない。機械の設計面での安全化は、体系的かつシステム的に実施する必要があり、使用する機械設備や材料等のリスク情報、作業標準・作業手順および作業行動などを総合的に収集して、危険性を調査・分析し機械の設計を行うべきである。そういう意味で危険予知活動の結果は、リスクアセスメントを実施するための情報の一つに過ぎない。

PART 1 - 1. 産業安全一般練習問題の解答・解説

⑤適切。安全改善提案制度（活動）は、職場改善を進める第一歩であり、安全のための改善を小集団活動と結びつけて行うことの効果は大きい。TQCは、品質、能率、コストなど、多岐にわたっているが、安全に関して連携させるとも必要である。なお、原問は、「TQC活動等と連携させながら進めることがポイントである。」となっていたが、「ポイントである。」を「効果的である。」に修正して掲載した。

問題 1 - 3 ⑤

- ①不適切。統括管理のための協議会の開催は、作業計画や段取りの変更が行われたときにも確実に実施しなければならない。
- ②不適切。発注者は、工事が設計図書どおり行われているか確認することが必要であるが、統括管理は元請事業者の役割である。
- ③不適切。統括管理のための協議会の運営は、元方事業者のリーダーシップのもとで運営するべきであり、自主的に組織する職長会が主導的に進めるものではない。
- ④不適切。一般的な事業場における労働者（常用、パート、派遣労働者）の安全管理責任は事業場にあるが、一部の作業を請け負っている事業者の労働者がいる場合は、その請負事業者が安全管理の責任を負わなければならない。
- ⑤適切。元方事業者の実施すべきことは、関係請負人が各教育を的確に行っているかを確認し、教育を支援することである。雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育等の安全衛生教育について、場所の提供や資料の提供等によって指導援助すればよい。

2. 材料安全

問題 2 - 1

各点の名称や内容は、次のとおり。

性質を示す範囲	位置	位置の名称	説明
弾性域 (A~B)	A	比例限度	応力とひずみが比例的に変化する範囲。 この性質をフックの法則という。
	B	上降伏点	弾性域を超えると応力は上昇せず、ひずみだけが增加するようになる。これは材料が塑性し始め点であり、この変極点を降伏点と呼び、特に弾性域の最大の応力を上降伏点という。
塑性域 (B~E)	C	下降伏点	上降伏点を過ぎて若干応力が低下し、応力一定でしばらくひずみが進行する部分の平均応力を下降伏点と呼ぶ。
	D	引張強さ	応力-ひずみ線図で最大の応力を示すポイント をこの材料の引張強さと呼ぶ。通常この領域では試験片が大きく変形している。
	E	破壊点	さらに荷重を加えると金属は、破壊に至る。

PART 1 - 1. 産業安全一般練習問題の解答・解説

- ⑤適切。第5段階では、設備等に係る対策の確認等を行うとともに、これまでの評価結果について、総合的に検討し、更に改善すべき点がないか最終的なチェックを行う。

問題18-7 ②

- ①適切。事前評価は、4つの段階で実施し、第1段階では、基礎資料を収集する。
- ②不適切。第2段階としての実施事項は、安全衛生方針に対して関係する重要危険事項に対する安全衛生対策の検討でなく、第1段階での実施事項を踏まえ、基本的事項の安全衛生対策を検討することである。
- ③適切。第3段階は、工事に特有の災害について、その危険性を評価し、ランク付けを行う。
- ④適切。第4段階は、特有災害の危険度に見合った安全衛生対策を検討する。
- ⑤適切。事前評価の結果を受けて、是正する項目を決定し、対処方法を書面化して実行に移す。

19. 安全衛生水準向上のための自主活動

問題19-1 すべて不適切

- ①不適切。安全衛生方針には、法令を順守することを盛り込まなければならない。
- ②不適切。指針では、あらかじめ、労働災害発生の急迫した危険がある状態が生ずる可能性を評価し、緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための装置を定めるものとされている。
- ③不適切。指針では、事業者は、安全衛生方針、安全衛生目標および安全衛生計画等を文書により定めるものとされている。
- ④不適切。安全衛生目標の設定および安全衛生計画の作成に当たっては、労働者の意見を反映しなければならない。
- ⑤不適切。システム監査の実施者は、監査員として教育を受け力量のある者でなければならないが、公平性の観点から、所属部署の監査は実施できない。

問題19-2 ③

- ③適切。労働安全衛生マネジメントシステムのPDCAサイクルでは、(1)計画(Plan)で「危険性または有害性等の調査」を行い、(2)その結果に基づき「安全衛生目標の設定」を行う。(3)次に実施(Do)で「安全衛生計画の実施・運用」を行う。(4)そして、評価(Check)と改善(Act)で日常的な点検と改善等を行い、システムの見直しを行う手順となる。

PART 2

産業安全関係法令のポイント&問題

PART 2. 産業安全関係法令のポイント&練習問題

1. 安全管理体制

I. 出題分野におけるキーワード

〔分類およびキーワード〕

分野	中分類	キーワード（小分類）
安全管理体制	総括安全衛生管理者	選任すべき事業場、選任報告
		総括安全衛生管理者の代理人
	安全管理者	選任すべき事業場、選任報告、増員および解任
	安全衛生推進者	選任すべき事業場、選任周知
	安全衛生委員会	調査審議事項、議事録、委員会の議長、メンバー
	元方事業者	統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者
	特定元方事業者	店社安全衛生管理者
	関係請負人	安全衛生責任者

II. ポイントおよび練習問題

1. 総括安全衛生管理者（法10条、令2条、則2条）

総括安全衛生管理者は、いわば事業場における安全管理の総括責任者であり、安全管理者および衛生管理者等の指導や安全委員会を推進する立場にある。総括安全衛生管理者は、選任すべき事由発生後14日以内に選任し、所轄労働基準監督署長に遅滞なく報告しなければならない。

〔総括安全衛生管理者を選任すべき事業場〕

事業場の規模	業種
100人以上	林業、鉱業、建設業、運送業および清掃業 ※これらを俗に「5業」という。
300人以上	製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業
1000人以上	その他の業種※ ※ その他の業種の例：鉄鋼業、警備業、銀行業

問題1－1 安全管理体制について事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上で正しいものを2つ選べ。

- ① 常時100人の労働者を使用するガス業の事業場においては、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。
- ② 常時300人の労働者を使用する銀行業の事業場においては、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。
- ③ 常時200人の労働者を使用する鉱業の事業場においては、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。
- ④ 常時100人の労働者を使用する建設業の事業場においては、総括安全衛生管理者を選任しなければならない。

1. 安全管理体制

- ⑤総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、代理者を選任し、すみやかに所轄労働安全基準監督署長に報告しなければならない。

2. 安全管理者（法11条、令3条、則4条他）

安全管理者の職務は、①安全に係る技術的事項を管理、②巡視および危険防止の措置を講ずることである。選任すべき事業場は、下記業種で、常時50人以上の労働者を使用する規模のものが対象である。また、選任時期および報告は、総括安全衛生管理者と同様、14日以内に選任し、遅滞なく報告する。安全管理者は、その事業場に専属の者とする必要がある。ただし、2人を選任する場合、1人は従業員、1人は、外部の労働安全コンサルタントを選任することができる。

なお、労働基準監督署長は、安全管理者の増員または解任を命ずることができる。

令2条の区分	規模	業種
第1号	50人以上	林業、鉱業、建設業、運送業および清掃業
第2号	〃	製造業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業および機械修理業

問題1-2 安全管理体制について事業者が講ずべき措置に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上、正しいものはどれか。

- ①常時300人以上の労働者を使用する製造業の事業場においては、安全管理者を2人以上選任しなければならない。
- ②安全管理者を選任したときは、選任後14日以内に、法令に定める様式による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- ③労働基準監督署長は、労働災害が発生した場合において、その再発を防止するために必要があると認めるときは、当該労働災害に係る事業者に対し、当該労働災害が発生した事業場の安全管理者に都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう命ずることができる。
- ④労働基準監督署長は、労働災害を防止するため必要があると認めるときは、事業者に対し、安全管理者の解任を命ずることができるが、総括安全衛生管理者の解任を命ずることはできない。
- ⑤都道府県労働局長は、安全に係る技術的事項を管理するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働安全コンサルタントの中から安全管理者を選任するよう命ずることができる。

PART 2. 産業安全関係法令のポイント&練習問題

⑥当該請負人がその仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合における当該他の請負人の安全衛生責任者との作業間の連絡および調整

(3) 安全衛生責任者の代理者の選任 (則第3条を準用)

安全衛生責任者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、事業者は代理者を選任しなければならない。

(4) 統括安全衛生責任者選任事業者への通報 (法16条2項)

安全衛生責任者を選任した請負人は、統括安全衛生責任者を選任した事業者に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。

問題1-8 現場の安全管理体制に関する次の記述のうち、労働安全衛生法令上で誤っているものを2つ選べ。

- ①安全衛生責任者を選任しなければならない請負人は、安全衛生責任者を選任したときは、遅滞なく、選任報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- ②安全衛生責任者を選任すべき請負人は、安全衛生責任者を選任したときは、同一の場所において作業を行う統括安全衛生責任者を選任すべき特定元方事業者に対し、遅滞なく、その旨を通報しなければならない。
- ③請負人が法令の定めにより安全衛生責任者を選任したときは、その者に、統括安全衛生責任者との連絡のほか、当該請負人が仕事の一部を請け負わせている他の請負人の安全衛生責任者との作業間の連絡および調整その他法令に規定する事項を行わせなければならない。
- ④安全衛生責任者を選任すべき事業者がその仕事の一部を他の請負人に請け負わせている場合における他の請負人との作業間の連絡および調整については、元方事業者が実施する。
- ⑤安全衛生責任者を選任すべき事業者は、選任した安全衛生責任者が事故によって職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。

9. 作業主任者を選任すべき作業 (法14条、令6条、則16条、17条)

作業の区分	作業主任者の名称	選任を要する規模等
第1号	高圧室内作業主任者	高圧室内作業 (潜函工法等)
第2号	ガス溶接作業主任者	アセチレンまたはガス集合溶接
第3号	林業架設作業主任者	出力7.5kW超、350m・200kg以上
第4号	ボイラー取扱作業主任者	伝熱面積による各級で区分
第5号	エックス線作業主任者	X線装置の使用
第5号の2	ガンマ線透過写真撮影作業主任者	γ線照射による透過写真撮影
第6号	木材加工用機械作業主任者	5台以上 (自動送材は3台以上)
第7号	プレス機械作業主任者	動力プレス5台以上
第8号	乾燥設備作業主任者	燃料・電力を使用する加熱乾燥
第8号の2	コンクリート破砕器作業主任者	コンクリート破砕器の使用

1. 安全管理体制

第9号	地山の掘削作業主任者	掘削面の高さ2m以上	
第10号	土止め支保工作業主任者	土止め支保工作業（すべて）	
第10号の2	ずい道等の掘削作業主任者	ずい道等の掘削、ずり積み他	
第10号の3	ずい道等の覆工作業主任者	ずい道等の覆工作業	
第11号	採石のための掘削作業主任者	岩石採取で掘削面の高さ2m以上	
第12号	はい作業主任者	高さ2m以上のはい作業	
第13号	船内荷役作業主任者	船舶への荷積み、荷卸し作業	
第14号	型枠支保工の組立て等作業主任者	型枠支保工作業（すべて）	
第15号	足場の組立て等作業主任者	高さ5m以上のつり・張り出し足場	
第15号の2	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	金属製で高さ5m以上	
第15号の3	鋼橋架設等作業主任者	上部工で5m以上or支間30m以上	
第15号の4	木造建築物の組立て等作業主任者	軒高さ5m以上の作業	
第15号の5	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	高さ5m以上のCo造りの解体・破壊	
第16号	コンクリート橋架設等作業主任者	橋梁上部で高さ5m or 支間30m以上	
第17号	化学設備	化学設備関係第一種压力容器取扱作業主任者	化学設備第一種压力容器取扱い
	同上以外	第一種压力容器取扱作業主任者	化学設備を除く同上作業
第18号	特定化学物質作業主任者	特定化学物質の製造・取扱い	
第19号	鉛作業主任者	鉛の精錬等の作業	
第20号	四アルキル鉛等作業主任者	四アルキル鉛の製造等の作業	
第21号	酸素欠乏作業主任者	酸素欠乏危険場所での作業	
第22号	有機溶剤作業主任者	有機溶剤が混合物中5%超過	
第23号	石綿作業主任者	石綿重量が全体の0.1%超過	

PART 2. 産業安全関係法令のポイント&練習問題

2. 機械による危険防止

I. 出題分野におけるキーワード

[分類およびキーワード]

分野	中分類	キーワード (小分類)
機械による 危険防止	原動機	回転軸、動力しゃ断装置
		加工物の飛来、そうじ、手袋
	工作機械	研削といし、遠心機械、プレス機械、産業用ロボット
	通路	ボール盤、面取り盤、手押しかな盤、帯のご盤 送りローラー、自動送材機、踏切橋、歩道幅、通路幅

II. 法令および練習問題

1. 一般基準 (則 101 条～111 条)

第101条 (原動機、回転軸等による危険の防止) 機械の原動機、回転軸、歯車、プーリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼすおそれのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。

- 2 回転軸、歯車、プーリー、フライホイール等に附属する止め具については、埋頭型のもを使用し、又は覆いを設けなければならない。
- 3 ベルトの継目には、突出した止め具を使用してはならない。
- 4 第1項の踏切橋には、高さが90cm以上の手すりを設けなければならない。

第102条 (ベルトの切断による危険の防止) 通路又は作業箇所の上にあるベルトで、プーリー間の距離が3m以上、幅が15cm以上及び速度が毎秒10m以上であるものには、その下方に囲いを設けなければならない。

第103条 (動力しゃ断装置) 機械ごとにスイッチ、クラッチ、ベルトシフター等の動力しゃ断装置を設けなければならない。ただし、連続した一団の機械で、共通の動力しゃ断装置を有し、かつ、工程の途中で人力による原材料の送給、取出し等の必要のないものは、この限りではない。

- 2 前項の機械が切断、引抜き、圧縮、打抜き、曲げ又は絞りの加工をするものであるときは、同項の動力しゃ断装置を当該加工の作業に従事する者がその作業位置を離れることなく操作できる位置に設けなければならない。
- 3 第1項の動力しゃ断装置については、容易に操作できるもので、かつ、接触、振動等のために不意に機械が起動するおそれのないものとしなければならない。

第104条 (運転開始の合図) 事業者は、機械の運転を開始する場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、一定の合図を定め、合図をする者を指名して、関係労働者に対し合図を行なわせなければならない。

【参考文献】

1. 安全の指標（中央労働災害防止協会）
2. 労働衛生のしおり（同上）
3. ひと目で分かる安衛法（武下尚憲／労働調査会）
4. ひと目で分かる安衛則（武下尚憲／労働調査会）
5. 安全法令「ダイジェスト」ポケット版（労働新聞社）
6. 新しい時代の安全管理のすべて（大関親／中央労働災害防止協会）
7. 労働安全コンサルタント試験問題集 PART 1（テクノ・リアライズ）
8. 労働安全コンサルタント試験問題集 PART 2（テクノ・リアライズ）
9. 労働安全コンサルタント試験 模擬問題集（テクノ・リアライズ）
10. 労働安全コンサルタント試験 受験対策テキスト（テクノ・リアライズ）

「労働安全コンサルタント試験」重要ポイント&練習問題

2014年5月17日 第1版 第1刷発行

2015年4月27日 第2版 第1刷発行

編著 株式会社 テクノ・リアライズ

発行者 谷村勇輔

発行所 ブイツーソリューション

〒466-0848 名古屋市昭和区長戸町4-40

TEL 052-799-7391 FAX 052-799-7984

（定価はカバーに記載してあります）

印刷所 藤原印刷

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。ブイツーソリューション宛にご連絡ください。
本書の無断複写は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。

ISBN

©Techno Realize Printed in Japan